

杭州市專利管理条例

(2005年7月29日杭州市第十回人民代表大会常務委員会第二十五回会議で採決、
2005年11月18日浙江省第十回人民代表大会常務委員会第二十一回会議で承認、
2005年11月25日公布、2006年1月1日より施行する。)

第一条 専利の管理を強化し、発明と創造を奨励し、専利の実施を推進して、専利権者及び関連する公民、法人及びその他組織の合法的権益を擁護し、科学技術の進歩と経済社会の全面的発展を促進するため、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国専利法実施細則』と『浙江省専利保護条例』等法令、法規の規定に基づき、当市の実態を盛り込んだ上で本条例を制定する。

第二条 本条例は、当市行政区域内における専利の管理及びその関連活動に適用する。

第三条 市と区、県(市)の人民政府は、専利の業務を国民経済と社会発展計画に組み入れ、専利知識の普及や専利人材の養成を図り、専利の評価システムを構築し、専利出願を奨励して専利の実施を推進し、専利の管理力を増強し、専利管理に係る重大問題の処理を協調しなければならない。

第四条 市人民政府の専利管理部門は全市区域内の専利管理業務に責任を持つ。

区、県(市)人民政府の専利管理部門は、本条例の規定事項に基づき、専利管理に関する業務を展開しなければならない。

専利管理部門は以下の専利管理の職責を履行しなければならない。

(一) 本行政区域内における専利に係る業務の発展戦略と企画を作成する。

(二) 単位と個人に対して専利に係る業務指導に責任を持つ。

(三) 専利知識の宣伝普及と専利管理担当者に対する訓練を実施する。

(四) 専利の情報資源の開発活用と区域内における専利情報ネットワークの発展を促進し、専利の統計業務に責任を持つ。

政府のその他関連部門は、各自の職責に従い専利管理業務の展開に協同しなければならない。

第五条 業界の組織は、自潔性を十分に働き、会員に専利の出願と実施を奨励し、会員が他人の専利権を尊重するよう督促して、法律に基づき専利制度の活用によって権

利を擁護するよう、会員の能力を向上させ、また会員に、専利権擁護と専利に関するコンサルタントサービスを提供し、専利出願公告又は公告前にある発明創造の内容については、機密保持義務を履行しなければならない。

第六条 市と区、県(市)の人民政府は、専利の専用資金を設けるものとする。専利の専用資金は、専用の目的以外に流用してはならず、且つ財政、監査部門より監督管理を受けるものとする。

専利の専用資金は、専利出願の助成、専利実施の促進、重要な発明特許と専利技術の活用により大きな経済的及び社会的利益を実現した公民、法人とその他の組織への表彰、専利に関する宣伝や訓練の実施等内容に使用しなければならない。

専利の専用資金の具体的な管理方法については、同レベルの人民政府が当該行政区域における専利の創造、実施、保護と管理に関する実態に基づき、別途制定する。

第七条 専利業務管理部門は専利情報ネットワークの建設を増強し、専利の情報サービスプラットフォームを構築して、社会に向けて専利保護の情報とその他専利に関連する情報サービスを提供し、専利情報の開発と活用を推進しなければならない。

第八条 専利管理部門は単位の専利業務に対する指導を強化し、単位には専利権侵害防止体制の構築と整備、専利管理担当者の教育、専利情報ネットワーク又はその他ルートから関連づける専利情報の獲得、専利戦略の研究を行うよう奨励しなければならない。

第九条 政府の購買部門は、政府による購入活動において、専利の有効性審査制度を設置し、且つ購入契約書には専利紛争への予防措置を取り入れ、権利侵害行為の発生を防止しなければならない。また、専利紛争にかかった製品を購入せず、同等な条件においては自主的な知的財産権を持つ製品を優先的に採用するよう奨励するものとする。

第十条 財政資金による公共事業を実施する場合、建設者は、専利管理を確実に強化し、相応する専利権侵害防止体制を構築しなければならない。

前項に定めた工事の入札募集において、募集者は入札者より提供された資料にある、専利と示した技術或いは製品に対して有効性審査を行わなければならず、専利紛争にかかった技術又は製品を採用してはならない。工事請負契約に、発注者が請負者に対する専利権侵害回避とイノベーション保護に関する要求事項及びイノベーションの結果の知財権帰属の約定を記載すべきである。工事の施工にあたって、建設者は工事業者に対する監督検査を強化し、使用される技術や製品による専利紛争が発生しないよう注意しなければならない。

第十一條 職務発明創造が専利権を授与された後、発明特許では二年間、実用新案と意匠では一年間を満了しても実施しない場合、発明者又は考案者は、専利権の帰属を変えない前提で、単位との約定に基づき自ら実施することができる。

単位が専利権を譲渡する場合、発明者又は考案者は、同等な条件において優先的に譲渡を受ける権利を有する。

第十二条 専利権者は、その専利権を価格査定し、出資資本に充当することができる。専利権の価格査定・出資資本の充当が企業の登録資本を占める比率は関連法律、法規の規定に基づき、各出資者間の協議と約定による。専利権の価格査定・出資資本の充当が国有資産に関する場合、国有資産管理に関する規定に従って行わなければならない。

第十三条 国有である独資会社、持ち株会社、株保有会社で以下の状況のいずれかがある場合、国の関連規定に基づき専利資産を査定しなければならない。

- (一) 専利出願権や専利権を譲渡する場合、
- (二) 国有である企業や事業単位が法人として変更又は終止する前において、専利資産の価格査定をしなければならない場合、
- (三) 専利資産の価格を査定し出資資本に充当して有限責任会社または株式有限会社を設立する場合、
- (四) 国有資産を保有する中外合弁企業が開発した専利技術を第三者にその実施を許諾する場合、
- (五) あらゆる形式により専利技術を導入する場合、
- (六) その他国の規定によって専利資産の評価をしなければならない場合。

第十四条 以下の状況のいずれかがある場合、専利権者は権限のある機関より発行された専利権の有効証明を提供しなければならない。

- (一) 政府の科学技術や経済計画プロジェクトを申請したり、関連する表彰が専利権に係ったりする場合、
- (二) 専利権を担保に供する場合、
- (三) 専利管理部門又は税関に、専利権保護を要請する場合、
- (四) 専利技術や専利設備を価格査定し出資資本に充当する場合、

(五)工事の入札にかかる技術、設備と製品が専利権に係る場合、

(六)制作、発表が申請された広告が専利権に係る場合、

(七)その他専利の法的状態を認定する必要のある場合。

第十五条 以下の状況のいずれかがある場合、経営者又は主催者は相手方に、当該専利権が有効である且つその保有が合法的で、もしくは実施許諾の関連証明を提供するよう求めなければならない。

(一)輸入貨物で専利権又は専利出願権に係る場合、

(二)委託を受けて来料加工、進料加工を行うため、関連する原材料や部品の輸入で専利権又は専利出願権に係る場合、

(三)技術設備の導入で専利権、専利出願権或いは専利の実施許諾に係る場合、

(四)あらゆる技術と製品の出展、展示会、販促会、見本市、情報リリース等の開催で専利権に係る場合、

(五)販売のため、専利の標識をつけた商品をデパート、スーパーマーケット等商品流通領域に仕入れる場合、

(六)その他専利権有効証明を求める必要のある場合。

第十六条 企業・事業単位が技術、設備と貨物の輸出で新技術と発明創造に係る場合、その係った技術分野について輸入者の所在国または地区の専利文献を検索し、輸出製品が当該国又は当該地区で専利権侵害になることを回避すべきである。輸入者の所在国または地区の専利出願要件を満たすものは、先行した又は同時の専利出願を奨励する。

第十七条 専利サービス仲介機構及びその職員は、独立、客観且つ公正的に専利サービスを従事し、虚偽な証明を発行してはならず、当事者と共に謀して不正な利益を図ってはならず、また、その他当事者の合法的権益と社会の公的利益を損ねてはいけない。

第十八条 当市の行政区域内において発生した専利紛争については、当事者は市専利業務管理部門に処理を要請し、又は区、県(市)人民政府の専利業務管理部門に調停を要請することができる。当市の行政区域内において発生した他人専利を詐称し、又は専利を偽る行為については、市の専利業務を管理する部門が法に基づき取り締まる。

市専利業務管理部門が他人専利を詐称し又は専利を偽る行為を取り締まる場合、所

在地の区、県(市)の専利業務管理部門は協力しなければならない。

第十九条 本行政区域以外で発生した専利権侵害紛争について、専利権者は市専利業務管理部門に指導と協力の提供を要請でき、市専利業務管理部門は、専利権侵害紛争に関する協同処理手続きに基づき、管轄権を有する専利業務管理部門の処理に協力しなければならない。

第二十条 市専利業務管理部門が専利紛争を処理する場合、業務上の必要性又は当事者の要請に基づき、専門家による相談会の開催もしくは関連単位に技術鑑定の委託を行うことができる。

技術鑑定を行う場合、技術鑑定費用は申し立てた当事者が立替で支払いし、事案の終結後に帰責当事者が負担する。技術鑑定費に対して当事者間で約定がある場合、その約定に従う。

第二十一条 市専利業務管理部門が専利権侵害紛争を処理する場合、以下の方法を用いて侵害行為を制止する権利を有する。

(一) 侵害製品を製造する、又は許諾を得ずに他人の方法専利を使用して製品を製造した場合、その製造の差し止め又は方法専利の使用の差し止めを命じ、侵害製品の製造に使用された金型、専用設備を没収、廃棄するもしくは分解する。侵害行為者に、既に製造した侵害製品又は許諾を得ずに他人の方法専利の使用により直接に獲得した製品の移転、或いは如何なる形式によって当該製品の市場投入をしてはいけないよう命ずる。

(二) 侵害製品の販売、許諾販売、又は許諾を得ずに他人の方法専利を使用して製品を直接に獲得した者に、販売もしくは許諾販売の差止めを命じ、且つ販売していない侵害製品或いは許諾を得ずに他人の方法専利の使用によって直接に獲得した製品の如何なる形式による移転をしないよう命じる。

(三) 当事者間で侵害製品に対して協議を経て合意に達した場合、協議で定めた方法によって処理できる。当事者間で合意に達さない場合、市専利業務管理部門は、侵害行為者に侵害製品の廃棄又は分解を行うよう命じることができる。

前項の実施にあたって、市専利業務管理部門は侵害製品、専用設備及びその他事案と関連性のある物品を封じるか、押収する権利を有する。

第二十二条 政府の購買部門が、本条例第九条の規定に違反し、政府による購入活動において専利有効性審査制度を設置せず、購入契約書で専利に係る紛争への予防措置を取り入れないため、専利紛争にかかった製品を購入してしまい、侵害行為の発生を招

き、重大な影響をもたらした場合、同レベルの人民政府の專利業務管理部門が通達して批判し、且つ関連部門は規定に従って関連する帰責当事者に行政処分を与える。

第二十三条 建設者は本条例第十条の規定に違反し、相応する專利権侵害防止体制を構築せず、建設工事に專利紛争を招き、悪影響をもたらした場合、同レベルの人民政府の專利業務管理部門が通達して批判し、且つ関連部門は規定に従って関連する帰責当事者に行政処分を与える。

第二十四条 単位又は個人が詐称、偽造等手段により專利の専用資金を騙しとる場合、関連部門は國務院『財政違法行為処罰処分条例』の規定に基づき処罰する。

第二十五条 本条例は、2006年1月1日より施行する。